

◇ガスの消費に係る製品を取り扱う事業を行う前に・・・

①ガス用品（※）に該当するかご確認ください！

（※）ガス事業法に規定するガス用品（８品目）

1	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
2	半密閉燃焼式ガストーブ
3	半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
4	ガスふろバーナー
5	開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器
6	開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ
7	密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま
8	ガスこんろ

※ガス用品のうち特定ガス用品（４品目）

※「ガス用品（特定ガス用品）」には品目ごとに対象となる範囲が決められています。詳細は「ガス事業法施行令別表第１」、「ガス事業法施行令別表第２」及び「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」をご確認ください。

参考（経済産業省ホームページ）

[経済産業省ホームページ▶ガス事業法▶対象製品例](#)

- ガス事業法に規定するガス用品に該当する場合
→ガス事業法の規制対象になります。
あわせて、特定ガス用品に該当するかご確認ください。
続けて、②についてご確認ください。
- ガス事業法に規定するガス用品に該当しない場合
→ガス事業法の規制対象外になります。

◇ガスの消費に係る製品を取り扱う事業を行う前に・・・(続き)

②事業行為 (※) をご確認ください！

(※)

製造：ガス用品を完成させる行為

輸入：ガス用品を国内に移送する行為

販売：対価を受けることを条件として、ガス用品を他に譲り渡す行為

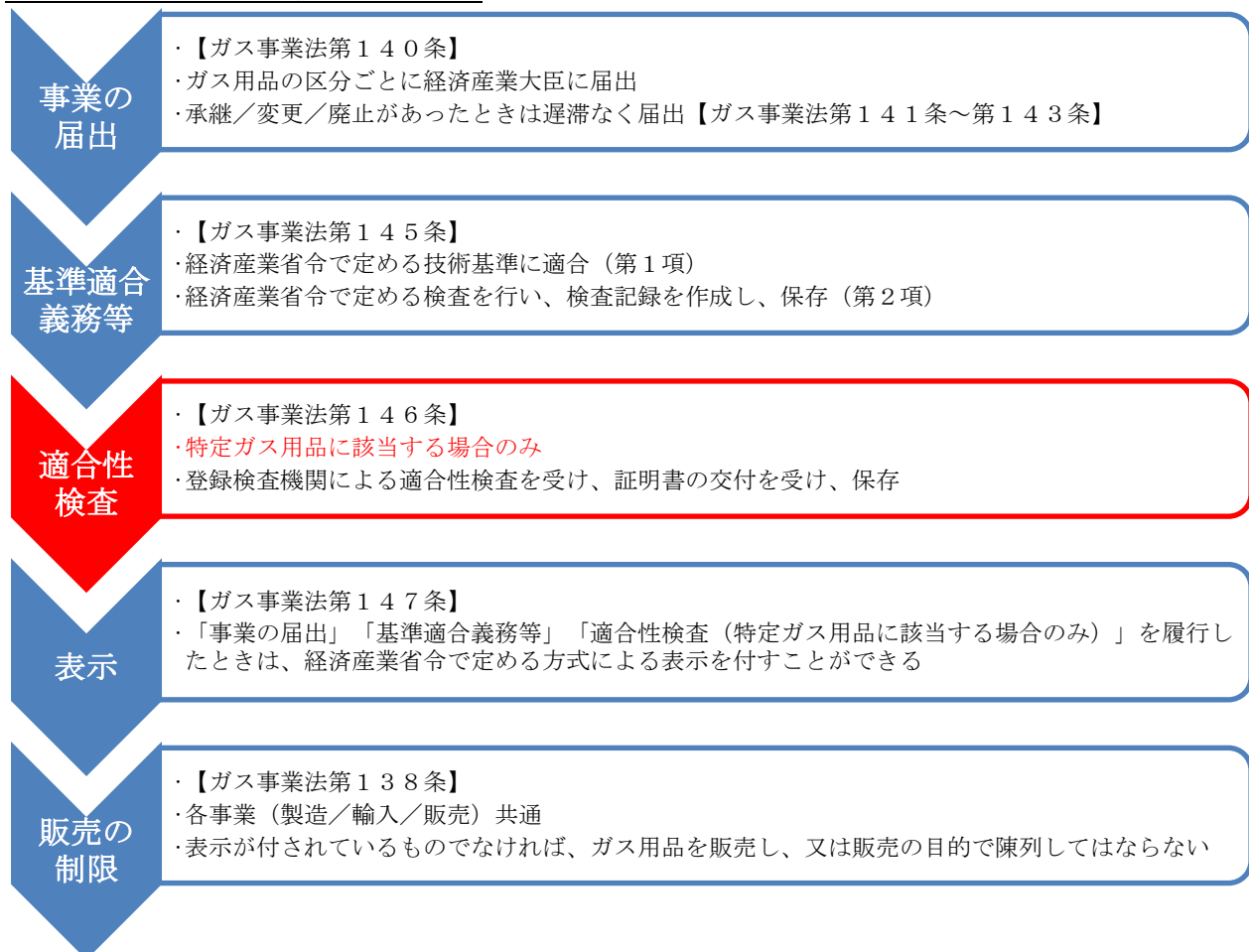
- 製造事業又は輸入事業に該当する場合
→ガス事業法の規制対象になります。
詳細は次ページをご確認ください。

- 販売事業に該当する場合
→ガス事業法の規制対象になります。
ガス事業法に規定する表示が付されていることを確認し、取り扱うガス用品について販売又は販売の目的で陳列してください。【ガス事業法第138条】

◇ガス事業法の規制

①流通前規制

<ガス事業法関係手続フロー図>



※そのほか以下の規制があります

➤ 罰則【ガス事業法第196条、第201条、第203条、第205条】

②流通後規制（詳細は該当する条文をご確認ください）

- 報告の徴収【ガス事業法第171条】
- 立入検査【ガス事業法第172条】
- ガス用品の提出【ガス事業法第173条】
- 改善命令【ガス事業法第148条】
- 表示の禁止【ガス事業法第149条】
- 災害防止命令【ガス事業法第157条】
- 罰則【ガス事業法第196条、第201条、第203条、第205条】

◇リンク集

【法令・通達】

- [ガス事業法](#)
- [ガス事業法施行令](#)
- [ガス用品の技術上の基準等に関する省令](#)
- [ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（通達）](#)

【参考：経済産業省ホームページ】

- [経済産業省ホームページ▶ガス事業法▶ガス事業法の概要](#)
- [経済産業省ホームページ▶ガス事業法▶届出・申請・検査機関](#)
※「事業届」に関する説明資料、保安ネット、届出・申請等様式、登録検査機関
- [経済産業省ホームページ▶ガス事業法▶トピックス](#)